令和5年度

第1回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第1回 市川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年4月10日(月)午後1時30分~午後2時30分
- 2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2
- 3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 石井 克己

委員 1番 小川 治夫

2番 小沢 伊知郎

3番 石橋 弘嗣

4番 石田 まさ子

6番 太田 裕士

7番 板橋 利行

8番 石井 文夫

9番 石井 利和

欠席委員 1人 5番 宇田川 忠好

4. 農地利用最適化推進委員 6人 1番 久保田 章

2番 富田 憲一

3番 岡本 好夫

4番 石井 玄徳

5番 大滝 與鷹

6番 平田 秀行

- 5. 議事日程
 - 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会議書記の指名
 - 3 付託調査班(委員)の指名
 - 4 議案第1号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	令和4年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果について	
議案第5号	令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について	5件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について	
	(事務局長専決分)	38件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	2件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明	児願に
	ついて	2件

6. 農業委員会事務局職員

局 長 藤城 久保

次 長 舘野 裕之

主 査 大山 幹夫

主 任 地村 環

主任書記 五木田 将也

書 記 土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内容
議長	ただいまより、令和5年度第1回市川市農業委員会定例総会を開会いたし
	ます。
	本日の定例総会の出席状況でございますが、宇田川委員から欠席の連絡を
	受けております。また、太田委員から遅れて出席するとの連絡を受けており
	ます。
	農業委員10名中8名、推進委員6名中6名出席しております。
	農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する
	法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご
	報告いたします。
	それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。
	市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につき
	まして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	それでは、議席3番の委員、議席4番の委員にお願いいたします。
	なお、本日の会議書記には、事務局職員の大山主査、土田書記を指名いた
	します。
	物に、 東日八の仕会で囲 木 には、北夕いた 1 まっと
	次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。
	農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。 農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。
	はお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいた
	はお、 両直来件により、 区域を1世当り る1世医安員の立ち口 いぞわ願(' V ' に します。
	しょり。 それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第4号
	までを議題といたします。
	み / C 財が囚に / 7に しみ y o

慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。

議案第1号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議 長

はい、事務局長。

事務局長

議案第1号

本件は、令和4年2月25日付の農林水産省経営局農地政策課長通知 「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、「令和5年度 最適化活動の目標の設定等」を作成し、これを公表するものです。

別紙、「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」について説明します。

1ページの I 「農業委員会の状況」についての各数値は、令和2年度に実施された農林業センサスを基に記入しています。

- 2、3ページの Ⅱ「最適化活動の目標」1「最適化活動の成果目標」
- (1)「農地の集積」ですが、令和5年4月現在の農地利用集積面積は2 03.63~クタールでした。

目標といたしましては、過去の実績を踏まえ、目標とする集積面積を5. 70~クタール増の209.33~クタールとしました。

- (2)「遊休農地の解消」ですが、令和5年4月現在の遊休農地面積は
- 10.78~クタールで管内農地面積の2.11パーセントとなっています。

令和5年度の遊休農地の解消面積の目標といたしましては、令和4年度利用状況調査の遊休農地面積の5分の1の2.2~クタールとしました。

(3)「新規参入の促進」ですが、過去3年間において新規参入は3経営体でした。

また、権利移動の目標面積といたしましては、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上の0.22~クタールとしております。

- 2 「最適化活動の活動目標」
- (1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、 ひと月当たり10日としております。
- (2)「活動強月間の設定目標」ですが、 利用状況調査等で8月、12月、2月の3回としております。
- (3)「新規参入説明会への参加目標」ですが、 令和5年11月頃の1回を予定しております

なお、別紙「令和5年度最適化活動の目標の設定等」については、ご承認 いただけましたら、市公式ウエブサイトで公表するとともに県を通じまし て、国に報告することとなります。

説明は以上でございます。

議長

事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議席9番の委員

はい、議長。

議長

はい、議席9番の委員

議席9番の委員

新規参入者はどの位あるのか。参入者があれば農業委員会でも協力してい きたい。また、場合に寄っては目標面積を上げてもよいのでは。

議 長

事務局。

事務局

新規参入者はあまり多くは無いと聞いている。機会があれば農業委員会で も相談を受けていきたい。 議 長 よろしいですか。 議席9番の委員 はい。 他にございませんか。 長 議 議席1番の委員 はい、議長。 議 長 はい、議席1番の委員。 新規参入者の件ですが、私がサポートしていた新規参入者は県の補助金が 議席1番の委員 途中で打ち切られ就農を辞めたようですが、新規参入者のその後の状況がど のようになっているのか報告をいただきたい。 事務局 担当部署である農業振興課に状況を確認し、後日、報告いたします。 議 長 よろしいですか。 議席1番の委員 はい。 他にございませんか。 長 議 各委員 なし。 「なし」という声がございました。 議 長 お諮りいたします。 議案第1号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のと おり決定することに、ご異議ございませんか。 各委員 異議なし。

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ご ざいます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議 長

はい、事務局長。

事務局長

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、

今回の申請件数は1件でございます。

議案書の3、4ページをお願いいたします。

申請受付日は、令和5年3月23日でございます。

申請地は高谷で、地目は畑、面積は241平方メートル、外3筆で、合計 面積は468平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

転用目的は、貸車両置場にするものでございます。

説明は、以上でございます。

議 長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に 付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席1番の委員

はい、議長。

議 長

はい、議席1番の委員。

議席1番の委員

現地調査は、令和5年3月31日に農地調査班第1班の委員で行いまし

た。

申請地は、市川南インターチェンジの東側、おおむね250メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、既設のブロック塀及び鋼板土留を設置し、土砂流出防止を行います。また、整地転圧の上、砂利敷きとします。

雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

報告は以上です。

議長

第1班から調査報告をしていただきました。

続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、議長。

議 長

事務局。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 申請人は、市内に居住する個人です。

運送業を営む法人が事業拡大に伴い、増車を計画しており、その法人から 車両置場として使用したい旨の要望があったことから申請するものです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を 自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施され

ることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後1カ月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

以上でございます。

議 長

事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

お諮りいたします。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と 決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議 長

はい、事務局長。

事務局長

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、 今回の申請は、6件でございます。議案書の5,6ページをお願いいたします。

(1)から(3)までは関連しておりますので一括してご説明します。 申請受付日は、令和5年3月22日でございます。

申請地は国分で、地目は畑、面積は558平方メートルの内385.03 平方メートル、外2筆で、合計面積は1728平方メートルの内1087. 48平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、資材置場を目的に一時転用を伴う賃借権の設定 をするものでございます。

続きまして、

(4) の申請受付日は、令和5年3月23日でございます。

申請地は原木で、地目は田、面積は440平方メートルの内314.46 平方メートル、外4筆で、合計面積は992平方メートルの内696.9 9平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、駐車場を目的に賃借権の設定をするものでございます。

続きまして、

(5) の申請受付日は、令和5年3月24日でございます。 申請地は本北方で、地目は田、面積は826平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、貸資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして、

(6) の申請受付日は、令和5年3月24日でございます。 申請地は本北方で、地目は田、面積は290平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、学校用地を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は以上でございます。

議 長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に 付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席1番の委員

はい、議長

議 長

はい、議席1番の委員。

議席1番の委員

現地調査は、令和5年3月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。

(1)から(3)までは関連しておりますので一括してご説明します。

申請地は、西部公民館の東側、概ね200メートルに位置し、現況は資材置場になっておりました。

農地区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であって、宅地 化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、 かつ10~クタール未満である農地であることから、第2種農地と判断しま す。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、雨水は道路側に勾配をとり、前面道路側溝に排水します。また、汚水・雑排水はありません。

なお、すでに資材置場として使用しており農地への復元も検討しましたが、転用後も同様の利用をすることから、顛末書の提出がされております。

譲渡人は、一時転用を伴う賃借権の設定をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

続きまして、

(4)の申請地は、県立市川特別支援学校の南側、概ね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当

しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留や既存のフェンス等で 土砂流出を防止します。

また、雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。

譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

続きまして、

(5)の申請地は、北方小学校の東側、概ね350メートルに位置し、現 況は休耕地になっておりました。

農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある 農地であることから第3種農地と判断します。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地周囲を鋼板土留及びコンクリート土留で囲い、土砂流出を防止します。

雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

続きまして、

(6)の申請地は、北方小学校の東側、概ね350メートルに位置し、現 況は休耕地になっておりました。

農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある 農地であることから第3種農地と判断します。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地周囲を木柵及び鋼板土留で囲い、土砂流出を防止します。

また、雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

報告は以上でございます。

議長

第1班から調査報告をしていただきました。

続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

事務局。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

(1)から(3)までは関連しておりますので一括してご説明いたします。 譲受人は、千葉県企業局です。

水道管の敷設替え工事を行うにあたり、その工事資材の置場が必要となったことから、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

一時転用の期間は、令和7年8月13日までとなっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続きまして、

(4)の譲受人は、市内に本店を置く運送業を営む法人です。

現在使用している駐車場が立ち退きとなり、その代替駐車場が必要になったことから申請に至ったとのことです。また、隣接地にある既存施設と一体として利用します。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後一週間と なっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続きまして、

(5) の譲受人は、市内に居住する個人です。

既存の資材置場を立ち退くこととなり、その代替地が必要となったことから、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、立ち退きによる補償金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後60日と なっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

(6) の譲受人は、市内に主たる事務所を置く学校法人です。

生徒の運動場で使用する用具等の置場が新たに必要となったことから、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後60日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

説明は、以上でございます。

議長

事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議 長

「なし」という声がございました。

(1)から(3)までは関連しておりますので、一括でお諮りいたします。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)から(3) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号(1)から(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

続きまして、お諮りいたします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(4) につい

て、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

続きまして、お諮りいたします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(5) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号(5)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

続きまして、お諮りいたします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(6) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号(6)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

次に、議案第4号「令和4年度農地利用調査結果及び利用意向調査結果について」、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局長

議案第4号「令和4年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果」について、ご説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

本議案は、農地法30条の規定に基づく令和4年度農地利用状況調査結果 及び農地法第32条の規定に基づく利用意向調査結果について決定を求め るものでございます。

議案第4号の「別冊」をご覧ください。

昨年、9月8日から9月16日までの間において、農地法第30条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員と市川市の合同で農地利用 状況調査を実施いたしました。

その結果に基づき、遊休農地所有者に対し農地利用意向調査を実施するとともに遊休農地の追跡調査を行いました。

更に、利用意向調査の回答のない者に対しまして、本年、2月17日から 農業委員及び農地利用最適化推進委員により戸別訪問を行いまして、指導し てまいりました。

その結果についてご説明いたします。

議案第4号「別冊」の1ページをご覧ください。

A地区からF地区の合計は、

1号遊休農地 179筆、107,875平方メートルとなりました。

2号遊休農地はございません。

次に、2ページをご覧ください。

対前年度との比較でございますが、昨年度の実績は

1号遊休農地 189筆、97,366平方メートル。

本年度の実績は、

1号遊休農地 179筆、107,875平方メートル。

比較しますと、10筆の減、10,509平方メートルの増となりました。 面積が増となった主な理由としましては、前年度、解消となった農地の再 発生及び新規の遊休農地が増えたためです。今後も適正管理の指導を行って いきます。

次に、3ページをご覧ください。

利用意向調査の結果でございますが、

調査者対象者は111名で、回答があった者は88名、未回答者は23名でした。

回答のあった88名の意向の内訳は、

- ① 自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行うが14名
- ② 自ら耕作しますが13名
- ③ その他が61名となりました。

4ページから13ページは筆ごとの遊休農地についての情報となっております。

説明は以上でございますが、本日の総会で本議案が決定されましたならば、これらの情報を千葉県に報告し、その後、千葉県から国に報告されることとなっております。

以上でございます。

議長

事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議 長

「なし」という声がございました。

お諮りいたします。

議案第4号「令和4年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は全会一致により原案のとおり、決定いたします。

次に、議案第5号「令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について」、 5件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議 長

はい、事務局長。

事務局長

議案第5号 「令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について」ご 説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

本件は、令和5年3月23日付けで、市川市長より令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)が、5件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に 付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席6番の委員

はい、議長。

議 長

はい、議席6番の委員。

議席6番の委員

議案第5号「令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。

現地調査は、令和5年3月30日に、第3班と地区担当の農地利用最適化 推進委員で行いました。

今回は、5件の農用地利用集積計画案でございます。

初めに1番について、借り手の方は須和田在住の方です

宮久保在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、柏井町の「市川市立柏井小学校」の北東側に位置した畑1筆、 現況は「露地畑」でございます。

面積は、727平方メートルで、設定期間は、1年間です。

現況は、良好に保全管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第1次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして2番について、借り手の方は大野町在住の方です。

曽谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、大野町で「県立特別支援学校市川大野高等学園」の北側に位置した田4筆、現況は「水田」でございます。

面積は、1,646平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する

農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第1次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして3番について、借り手の方は大野町在住の方です。 南大野在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、大野町で「市川市立第五中学校」の北側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。

面積は、693平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する 農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第1次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして4番について、借り手の方は大野町在住の方です。 大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、大野町で「県立特別支援学校市川大野高等学園」の南側に位置した畑3筆、現況は「露地畑」でございます。

面積は、1,562平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する 農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第1次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして5番について、借り手の方は曽谷在住の方です。 曽谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。 申請地は、曽谷で「市川市立百合台小学校」の北側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。

面積は、525平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現在申請地は、自然農法のため雑草で覆われておりますが、自然農法は、 雑草も自然の一部であると捉え、その働きをうまく活用しながら作物を育て るという考え方になります。

現況は、自然農法として良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する 農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第1次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

以上でございます。

議 長 第3班から調査報告をしていただきました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議席5番の推進委員 はい、議長。

議長はい、議席5番の推進委員。

議席5番の推進委員 何を耕作しているのか。

議長事務局。

事 務 局 1-2は「稲」、1-1、1-3, 1-4、1-5は「野菜」と申請があ

ります。

議 長 よろしいですか。

議席5番の推進委員 はい。

議長他にございませんか。

議席9番の委員 自然農法で、良好な状態とは、程度の見極めはどうしているのか。

事 務 局 基本的には雑草も自然の一部と考えて作物を育てていることから隣接している農地等に被害を与えないようにすることが必要であると考えている。

議 長 よろしいですか。

議席9番の委員 はい。

議 長 他にございませんか。

各委員なし。

議長 「なし」という声がございました。 お諮りいたします。

議案第5号「令和5年度第1次農地利用集積計画の決定について」、1番から5番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。

次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出に

ついて」、1件ございます。

事務局より報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第1号

「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。

議案の17ページをお願いいたします。

令和4年6月12日付けで相続が発生し、相続人からは、令和5年3月8日に権利取得の届出がありました。

なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。 報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出 について」、(事務局長専決分)、38件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議 長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第2号

「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務 局長において専決しましたので、報告いたします。

議案の19ページをお願いいたします。

今回の報告は、令和5年3月1日から3月31日までに届出がされたもの

であり、農地法第4条の届出は、13件、20筆、2,764.31平方メートル、第5条の届出は、25件、40筆、12,435.80平方メートルで、第4条と第5条の合計は、38件、60筆、転用面積は、15,200.11平方メートルとなります。

なお、詳細につきましては20ページから27ページまでの記載のとおりです。

報告は、以上でございます。

議 長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」2件ございます。 事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議 長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第3号

「地目変更登記に係る回答について」、ご報告いたします。

議案の29ページ、30ページをお願いいたします。

(1) については、令和5年3月8日付けで、千葉地方法務局市川支局登 記官から照会がありました。

土地の所在は堀之内、面積は1,024平方メートルで市街化区域に位置 しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地 目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。

本件に係る申請状況は、令和2年2月10日に農地法第5条に基づいて 「駐車場」を目的に転用許可等がなされております。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和5年3月17日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、そ

の他参考事項として、現況については「葬儀場」と記載した上で回答しました。

(2) については、令和5年3月22日付けで、千葉地方法務局市川支局 登記官から照会がありました。

土地の所在は相之川、面積は181平方メートル外1筆、合計面積は20 9平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」及び「田」 から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたこ とから、今回の照会がなされました。

本件に係る申請状況は、令和4年9月27日に農地法第5条に基づいて「専用住宅」を目的に転用許可等がなされております。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和5年3月30日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。

報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」2件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第4号

「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。

議案の31ページをお願いいたします。

本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税 務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている 旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。

令和5年3月2日及び3月6日に申請のあった2件について現地調査を 行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。

報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和5年度第1回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。